様式第15号(第14条関係)

第　　号

　　　年　　月　　日

　様

　相馬地方広域水道企業団

企業長　　　　　　　　　　印

保有個人情報不訂正決定通知書

　　　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正をしないこととした理由 |  |

* この決定に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月

以内に、企業長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求することができなくなります。)。

　また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、相馬地方広域水道企業団を被告として(相馬地方広域水道企業団を代表する者は企業長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります(なお、この裁決があったことを知ったの日の翌日から起算して６月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。